

教 義 第 5 1 6 号

令和3年(2021年)8月17日

各 教 育 局 長
各 道 立 ・ 私 立 学 校 長 様
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長

北海道教育庁学校教育局義務教育課長
北海道教育庁学校教育局高校教育課長
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長

デジタル教科書等に関するリーフレットの配布について(通知)

このことについて、別添のとおり文部科学省初等中等教育局教科書課から事務連絡がありましたので、お知らせします。

なお、各市町村教育委員会におかれましては、所管する学校長あて周知願います。

(義務教育課企画・支援係)
(高校教育課高校教育指導係)
(特別支援教育課特別支援教育指導係)

事務連絡
令和3年8月6日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

学習者用デジタル教科書等に関するリーフレットの配布について

日頃より、拡大教科書の普及について、御尽力いただきありがとうございます。

この度、文部科学省では、学習者用デジタル教科書やPDF版拡大図書、音声教材に関するリーフレットを作成しました。これらの教科書・教材では、文字や図形の大きさ等の変更や、文章を音声で読み上げる等の機能を使用することにより、拡大教科書を使用している児童及び生徒をはじめ、個々の児童及び生徒の状態等に配慮したきめ細やかな対応ができるものと考えています。

児童及び生徒のニーズに応じた教材の使用を検討する際の参考としていただきたく存じますので、域内の市区町村教育委員会及び学校等へ周知していただき、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等において拡大教科書を使用する児童及び生徒に対して、別添のリーフレットを配布いただくよう、お取り計らい願います。

なお、学習者用デジタル教科書については、視覚障害、発達障害その他の障害の事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童及び生徒が教科用図書代替教材として使用するとき（学校教育法第34条第3項）や、当該児童及び生徒が補助教材として使用するとき（同法第34条第4項参照）は、対象となる児童及び生徒単位での購入が可能となる場合があります。詳細は各出版社・取次事業者にお問い合わせください。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局教科書課

TEL 03-5253-4111

e-mail kyokasyo@mext.go.jp

[拡大教科書、PDF版拡大図書、音声教材について]

教科用特定図書普及促進係（内線4743）

[学習者用デジタル教科書について]

デジタル教科書企画係（内線5070）